

お年寄りに求められる各種手続き（1）

老後の大きな心配のひとつは「認知症」だと思います。認知症というのは本当に厄介な病気です。誰もが罹る可能性があるのに、いつから罹ったのか、どうして罹ったのか分からないし、人によってどんな症状が出るのかも分からない、今のところ一度罹ると完治する見込みは薄い。心穏やかに「認知症」とお付き合いをしていくしかないのです。



しかし人生の晩年期には、「認知症」にならずとも、年齢相応の判断力・理解力の衰えや物忘れという症状が、多くの人に見られるものです。「朝食に何を食べたか忘れるのが『物忘れ』、食べたこと自体を忘れるのが『認知症』」とよく言われます。

高齢者といっても一括りに語るわけにはいかず、その方の過ごしてきた環境、生まれ持った性格、取り組んできた仕事、その他さまざまな要因によって、人生の晩年期に出現する「衰えの症状」は千差万別です。

しかし大部分の方に現れる症状としては、「説明を読んだり聞いたりして理解し、その上で書類等の手続きを行うことが、面倒に感じたり難しく感じたりし、実行に移しにくくなる」ということがあります。

長年にわたり反復継続して行ってきた確定申告の手続きや年金の扶養控除申告手続きに戸惑うようになったというのは、よくあるサインです。

ましてや、初めて行わなければならない手続きについては、よりハードルが高くなります。読者の皆さまは、次の手続きが何のことかご存じでしょうか。

高額介護サービス費支給申請、高額療養費支給申請、高額医療合算介護サービス費支給申請、高額介護合算療養費支給申請、介護保険負担限度額認定申請、後期高齢者医療保険限度額適用認定申請・・・これだけ聞いても、何のことやらさっぱり分からないという方も多いのではないのでしょうか。これらは、介護保険や後期高齢者医療保険を利用する高齢者が、原則として自分で申請をすることにより支給金が受けられるなどの手続きです。

例えば、「介護保険負担限度額認定」の申請は、年金収入と資産額の条件を満たせば、特別養護老人ホームに入居した際に支払う毎月の利用料が、申請しなかった場合に比べて6万～7万円も安くなるケースもあります。知っているか知らないか、そして実際に理解して手続するかしないかによって、資金繰りが大きく変わってくるのです。

この他にも昨年は、10万円の特別定額給付金の申請や、新型コロナワクチンの接種申込などがあり、私もずいぶんたくさんのお年寄りの方のお手伝いをしました。

人生100年時代に、90歳を超えてこれらの手続きの一切を自分の力だけで出来る人は、いったいどれくらいいるのでしょうか。こうしたところにも、「当然、家族が手伝ってくれるはず」ということが大前提になっているのでしょうか。

こうした身近な細々とした手続きにこそ、信頼できる人の支援が必要になるのです。